

## 豊中市児童相談所一時保護所給食業務募集要項

### 1. 業務概要

#### (1) 件名

豊中市児童相談所一時保護所給食業務

#### (2) 目的

児童相談所の基本機能の一つである一時保護は、こどもの最善の利益を守りながらこどもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、こどもの心身の状況、置かれている環境等の状況を把握するために行われます。

入所してくるこどもたちは、入所前の生活や入所時の不安等から偏食、少食、過食、拒食等の問題も生じやすいため、食事の提供にあたっては、個々のこどもの状態に配慮する必要があります。また、一時保護所は他の施設と異なり入退所が多く、入所してくるこどもは概ね2歳から18歳未満と幅があるため、年齢に応じた対応が必要となります。

一時保護所における給食は、生活するこどもへ毎日三食、1年365日を通じて実施し、衛生が確保され、こどもの嗜好にも十分配慮し、家庭的な温かみのある雰囲気の中で栄養バランスの取れた美味しい食事を提供することにより、こどもたちが食事を口にしたときに「おいしい」という感動や食べ物に感謝の心を持つ体験につながり、こどもたちの中で「楽しい」「嬉しい」「心地よい」という期待感につながることを目的とします。

また、一日一日の食事がこどもたちの生きる活力のひとつとなり、満足感や情緒的安定、身体の発達につながり、こどもの成長を促すものとなります。

そのため、実施にあたっては、実績や専門性、提案力を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者を選定することが適切であると考えられるため、公募型プロポーザル方式にて運営事業者の公募を行うものです。

#### (3) 業務内容

一時保護所の入所児童等に対する食事提供にかかる献立作成、食材調達、調理、配膳、下膳、食器及び調理器具洗浄・消毒等の委託業務。

#### (4) 業務期間

業務履行準備期間：契約締結日から令和7年（2025年）3月31日

業務履行期間：令和7年（2025年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日

#### (5) 履行場所

名称：豊中市児童相談所一時保護所

(6) 予算等

運営管理費の上限を 42,800,000 円（年額）とする。

食費は 1 食あたりの単価制とする。

※上記金額は消費税及び地方消費税を含んでいます。

※金額は契約時の予定価格を示すものではありませんのでご注意ください。

## 2. 参加資格

(1) 満たすべき要件

応募にあたっては、下記事項のすべての要件を満たすことが必要です。

- ①現在、特定の対象者に一日三食を提供する集団給食の事業を営んでいること。
- ②公募に係る業務を行うに当たり、当該業務が法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある場合には、当該免許、許可又は認可を受けている者であること。
- ③過去 3 年間、食品衛生に関し、行政処分を受けていないこと。
- ④地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ⑤豊中市入札参加停止基準（平成 25 年 10 月 1 日実施）に定める入札停止要件に該当しないこと。
- ⑥会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと（同法附則第 2 条の規定により、なお従前の例によらないこととされる更生事件に係るものを含む。）。
- ⑦民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- ⑧暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員及び豊中市暴力団排除条例（平成 25 年豊中市条例第 25 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者をいう。）に該当しないこと。
- ⑨豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 1 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- ⑩公租公課を滞納していないこと。
- ⑪労働関係法令に違反し、官公署から摘発又は勧告等を受けていないこと。

(2) 応募の無効及び決定の取り消し

下記事項のいずれかに該当する応募は無効とします。また、選定結果通知後に下記事項のいずれかに該当することが判明した場合は、決定された場合であっても、結果を取り消します。

- ①応募申込期間内に提出書類の全部が提出されなかった場合（本市による指示以外で応募締切後の書類の追加提出や差し替えはできません。）
- ②提出期限までに提出場所に企画提案書類の提出がないとき。
- ③プレゼンテーション・ヒアリング審査（第 2 次審査）を欠席したとき。

- ④公募後の市からの指示事項に正当な理由なく従わなかったとき。
- ⑤事業者から辞退の申し出があったとき。
- ⑥一団体で同一業務に対し複数の提案をしたとき。
- ⑦提案者が企業連合といった２社（者）以上の事業者で構成されているとき。
- ⑧提案に関して談合等の不正行為があったとき。
- ⑨正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき。
- ⑩他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行ったとき。
- ⑪選定終了までの間に、他の提案者に対し応募提案の内容を意図的に開示したとき。
- ⑫選定委員会委員に対して、直接・間接を問わず故意に接触し、又は接触を求めたとき。
- ⑬契約締結日までの間に「２．参加資格」に該当しなくなったとき。
- ⑭その他、本実施要項の内容に違反したとき。
- ⑮上記のほか、本市が不適切と判断したとき。

### ３．日程と提出書類等

#### （１）日程

| 実施内容                         | 日程                                             |
|------------------------------|------------------------------------------------|
| 募集要項及び仕様書の公表                 | 令和６年（２０２４年）８月７日（水）                             |
| 質問書受付                        | 令和６年（２０２４年）８月７日（水）～<br>令和６年（２０２４年）８月１６日（金）     |
| 質問書への回答（公表）                  | 令和６年（２０２４年）８月２３日（金）                            |
| 参加表明及び企画提案申込書類提出<br>〆切       | 令和６年（２０２４年）８月３０日（金）                            |
| 書類審査（第一次審査）結果通知              | 令和６年（２０２４年）９月６日（金）                             |
| プレゼンテーション・ヒアリング審査<br>（第二次審査） | 令和６年（２０２４年）９月２０日（金）<br>※日時、場所等の詳細は応募者に別途ご連絡します |
| 優先交渉権者の決定・公表                 | 令和６年（２０２４年）９月２７日（金）                            |
| 契約締結                         | 令和６年（２０２４年）１０月上旬                               |

※ 事業の実施途上で、やむを得ない理由により上記スケジュールによりがたい事情が生じた場合は、判明した時点にて速やかに市と協議を行うものとします。

#### （２）質問受付

質問は、上記期限内に電子メールにて質問書（様式第１号）を送付のうえ、電話連絡をお願いします。（郵送不可）

電話や来庁など質問書以外での質問は受け付けません。なお、質問および回答の内容は、上記日程にて回答します。また、質問書受付期限を過ぎての質問は受け付けません。

(3) 参加表明書及び企画提案申込書類提出

公募に参加する事業者は、参加表明書（様式第2号）と以下の【企画提案書類等提出書類一覧】の企画提案書類等を上記期限内に事務局あて持参または郵送（書留郵送）にてご提出ください。なお、郵送の場合は必ず期限内に必着の上、電話連絡してください。（期限必着）

【企画提案書類等提出書類一覧】

|    | 項 目                                             | 内 容                                                                                                                                          | 様 式   |
|----|-------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 1  | 企画提案申込書                                         |                                                                                                                                              | 様式第3号 |
| 2  | 事業者の概要                                          | 事業者、代表者、役員状況、資本金又は出資金、従業員数、食中毒事故等の有無、事業実績                                                                                                    | 様式第4号 |
| 3  | 企画書                                             | 抱負、食育への取組み、従事者の育成、業務受託の体制、衛生管理体制、アレルギー対応                                                                                                     | 様式第5号 |
| 4  | 宣誓書                                             | 参加資格要件を満たすことの確認                                                                                                                              | 様式第6号 |
| 5  | 飲食業営業の許可証                                       | 最新のもの（現在実施中の業務に係るもの。複数ある場合はいずれか一つ）                                                                                                           | 原本の写し |
| 6  | 食中毒事故に関する証明書（保健所発行）                             | 最新のもの（現在実施中の業務に係るもの。全て。）                                                                                                                     | 原本の写し |
| 7  | 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明）                               | 応募申込日前3カ月以内に発行されたもの                                                                                                                          | 原本    |
| 8  | 定款・寄付行為・その他事業の目的・組織・業務の執行等を示す書類                 | 最新のもの                                                                                                                                        | 原本の写し |
| 9  | 見積書                                             | 事業実施に係る経費見積（内訳記載のこと）<br>＊特に「1食当たりの給食材料費」は記載のこと                                                                                               | 様式自由  |
| 10 | 法人税・消費税の納税証明書                                   | 納税証明書「その3の3」に限定                                                                                                                              | 原本    |
| 11 | 法人市民税の納税証明書                                     |                                                                                                                                              | 原本    |
| 12 | 労働基準法等の規定に関する書類<br>＊写し可<br>＊現在運営する事業所等に関する右記の書類 | ○就業規則（労働基準監督署受付印のある事業主控）＊賃金等の別規定も含む<br>○時間外労働・休日労働に関する協定届（労働基準監督署受付印のある事業主控）<br>○労働保険概算・確定保険料申告書（事業主控）<br>○健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書（一部抜粋分） | 様式自由  |
| 13 | 献立表                                             | 1週間の献立例                                                                                                                                      | 参考様式  |

(5) 提出部数等

- ①必要部数（正1部、副7部（コピー可））を提出ください。
- ②所定様式以外は、原則A4版(縦)で作成してください。
- ③提出するにあたり、上記の順にフラットファイルに綴り、提出書類に見出しのインデックスを付して提出してください。
- ④企画提案書類は返却しませんので、予めご了承ください。
- ⑤企画提案書類の分割提出は認めません。
- ⑥企画提案書類の不足または提出期限内未到着の場合は、本募集の参加自体を無効とします。
- ⑦企画提案書類の受付後、いかなる理由があろうと追加および修正は認めません。
- ⑧企画提案書類の作成および提出にかかる費用は、すべて事業者の負担とします。

(6) 企画提案書類の著作権等

企画提案書類の著作権は、本募集の審査結果が確定するまでの間は事業者に帰属します。企画提案書類は優先交渉権者選定にのみ利用し、他の目的には使用しません。

また、企画提案書類は、豊中市情報公開条例の定めにより公開される場合があります。

(7) 参加の取り下げ

公募参加申込書の提出後に本募集への参加を取り下げる場合は、速やかに事務局まで連絡するとともに、参加辞退届（様式第7号）にて豊中市長あて通知してください。

## 4. 審査概要

(1) 選定委員会

審査は、市の内部委員で構成する豊中市一時保護所給食業務事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において行い、優先交渉権者を選定します。市は、選定委員会における選定結果及び意見等をふまえ、運営事業者を決定します。

(2) 審査方法

ア 書類審査

- ① 企画提案書類に基づく書類審査を行います。  
ただし、応募した事業者が3事業者以下の場合にあつては、書類審査を省略します。
- ② 応募した事業者が4事業者以上の場合、書類審査の点数上位3事業者について、プレゼンテーション・ヒアリング審査を行います。

イ プレゼンテーション・ヒアリング審査

- ① 出席者は、1事業者あたり3名までの出席とします。
- ② プレゼンテーション・ヒアリング時間は、1事業者あたり30分以内とします。（事業者からの説明：15分以内＋質疑応答：15分以内）
- ③ プレゼンテーション・ヒアリング審査は令和6年（2024年）9月20日（金）を予定して

います。時間、場所等については、別途ご連絡します。

- ④ 追加資料等は、市が求める場合を除き不可とします。また、パソコンやプロジェクター等、機器を使用する場合は、事前に市に相談してください。
- ⑤ 採点結果が各審査項目で 2 点以下または全体配点で 60 点未満だった場合は、順位にかかわらず選外とします。

### (3) 評価基準

以下の審査項目について、評価基準に基づき採点を行います。

採点の基準は以下のとおりです。

- とくに優れた提案であると判断されるもの 10 点
- 優れた提案であると判断されるもの 8 点
- 標準的な提案であると判断されるもの 6 点
- 標準的な提案であるが、一部不足が認められるもの 4 点
- 劣った提案であると判断されるもの 2 点
- 該当する提案がない又は該当する提案があると判断できないもの 0 点

|   |             | 評価項目      | 評価内容                          | 配点   | 対応項目       |
|---|-------------|-----------|-------------------------------|------|------------|
| 1 | 事業者の業務遂行能力等 | 社会的信用性    | 事業者の沿革に鑑み、社会的信用性があるか          | 10 点 | 2          |
| 2 |             | 業務遂行能力    | 事業収支等決算状況及び業務の遂行体制などは妥当か      | 10 点 | 2・9        |
| 3 |             | 事業経費      | 事業経費の見積は妥当か                   | 10 点 | 10         |
| 4 |             | 賠償責任能力    | 賠償に対する責任能力があるか                | 10 点 | 2・9        |
| 5 | 企画提案に対する内容  | 委託事業者の適正性 | 給食業務を行うことの適正性はあるか             | 10 点 | 2・3・5・6・13 |
| 6 |             | 事業者の運営方針  | 給食業務の実施に当たって、基本的な考え方などの理念はどうか | 10 点 | 2・3・6      |
| 7 |             | 食育への取組み   | 給食事業の運営に当たり、食育への取組みの考え方はどうか   | 10 点 | 3・13       |
| 8 |             | 衛生管理への取組み | 給食事業の運営に当たり、衛生管理についての考え方はどうか  | 10 点 | 3          |

|    |  |                           |                                       |       |     |
|----|--|---------------------------|---------------------------------------|-------|-----|
| 9  |  | アレルギー対応<br>及び嚥下食への<br>取組み | 給食事業の運営に当たり、アレルギー対応や嚥下食への取組みの考え方はどうか  | 10 点  | 3   |
| 10 |  | 従事者配置、育成                  | 従事者が確保されているか。従事者数は妥当か。従事者の育成についてはどうか。 | 10 点  | 2・3 |
| 計  |  |                           |                                       | 100 点 |     |

#### (4) 審査結果の通知等

本募集の最終結果は、書面にて応募した全ての事業者へ通知します。また、優先交渉権者が決定した場合は、市ホームページにおいて公表します。

なお、審査の途中経過に関する問い合わせや審査結果に対する異議等には対応しません。

公表内容は以下のとおりです。

- ① 優先交渉権者の名称、評価合計点
- ② 優先交渉権者の選定理由
- ③ 全提案者の名称
- ④ 全提案者の評価合計点

※ただし、応募が2者であった場合は、次点者の評価点は公表しません。

※③と④の対応関係は明らかにしません。

#### (5) その他

本募集に関して募集要項の公表の日から審査結果の公表の日までの間「選定委員会」委員や市職員への接触を禁じます。

※ただし、3（2）質問受付、3（3）参加表明書及び企画提案申込書類提出、4（3）プレゼンテーション・ヒアリング審査等を除きます。

### 5. その他必要な事項

- ① 企画提案書類の作成その他手続きに使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限ります。
- ② 企画提案書類作成に要した費用、旅費、その他本募集への参加に要した経費は全て事業者の負担とします。
- ③ 本募集の事業者に対する参加報酬はありません。
- ④ 業務の運営開始前の事前準備期間に係る経費は、事業者の負担とします。
- ⑤ 1（3）に掲げる業務の変更または中止の必要性が生じた場合、市から事業の変更等を提案する場合があります。

## 6. 応募先、質問・問い合わせ先（事務局）

〒560-0023 豊中市岡上の町2丁目1番8号

豊中市こども未来部児童相談所開設準備チーム

受付時間：8時45分から17時15分

TEL 06-6852-5536

Fax 06-6846-6080

E-mail jisoujunbi2@city.toyonaka.osaka.jp